資料５－３

京クラ実施主体認定申請フォーム（イメージ）

１　実施主体（申請される「地域クラブ等」のこと。以下同じ。）について

⑴　名　称　　【　　】

（フリガナ）【　　】

⑵　代表者名　【　　】

（フリガナ）【　　】

⑶　担当者名　【　　】

（フリガナ）【　　】

※　指導者、指導補助者及び見守り等も兼ねる場合は、「３　指導者等について」にも記載願います。

⑷　団体所在地　【　　】

⑸　設立年月日　【　　】

⑹　法人格の有無　□あり【取得年月日：　　】　　□なし

※　法人格がない団体でも申請いただけます。

⑺　団体の構成人数　【　　人】

⑻　電話番号　【　　】

⑼　メールアドレス　【　　】

⑽　活動母体【　　】

※　協会、企業、連盟等が立ち上げる場合にのみ御回答下さい。

⑾　主な活動地域（行政区、学区、その他地域名等）【　　】

⑿　活動実績（自由記述　※本市との事業等交流がありましたら、積極的に御記入ください。）

【　　】

⒀　その他提出資料（ＰＤＦで添付を想定）

- 定款、会則、団体規約、会計規則等
- 役員名簿
- 実施主体の令和７年度決算が分かる資料（令和８年度に設立した団体については不要）

・　危機管理マニュアル

・　個人情報取得・利用・保管・廃棄等に関するルール

２　活動内容

⑴　京クラ（活動）の名称

【　　】

⑵　分野

□スポーツ　　□文化芸術　　□その他【　　】

⑶　種目・活動内容等

【　　】

⑷　男女の別

□男子　　□女子　　□合同・区別なし

⑸　参加対象人数（定員）

【　　人】

⑹　活動開始に必要な最低参加人数

【　　人】

⑺　活動に当たって参加者に用意いただくもの

⑻　活動の目的・方針（自由記述）

３　指導者等について

氏名	フリガナ	生年月日	職業	区分	指導歴・指導資格等※3
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	
				□指導者 □指導補助者※1 □見守り等※2 □その他（　　）	

※１　指導補助者：現場で指導者の補助を行うスタッフ

※２　見守り等：活動中の生徒の安全確保や活動運営を支援する役割を担うスタッフ

※３　指導歴・指導資格がある場合にのみ記載してください。

４　中学校施設の使用希望

□　活動場所として、中学校施設の使用を希望する

活動を希望する中学校等	学校名	曜日等	時間帯	同施設における活動実績
第１希望				有　・　無
第２希望				有　・　無
第３希望				有　・　無

※　各中学校の使用できる備品、設備、曜日、時間帯等については、別添の「学校設備、備品及び利用可能時間帯等一覧」を御参照ください。

※　応募状況等を踏まえ、京都市にて配置調整を行う場合があるため、必ずしも希望通りの配置をお約束するものではありませんので、御了承ください。

□　活動場所として、中学校施設の使用を希望しない

・具体的な活動場所

・施設名【　　】

・住　所【　　】

・特記事項等【　　】

５　活動計画

※　令和１０年度は９月からの活動となるため、ここでは同年度のことではなく、年度を通じて活動する場合を想定して記入してください。

月	主な活動内容	活動予定日数	活動場所	備考 （大会・コンクール等）
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				

６　参加費等について

※　できる限り低廉な価格設定となるよう努めてください。ただし、活動内容や頻度等によって必要経費が異なるため、一律の上限等は設けません。

⑴　入会金

【　　円】

⑵　月会費

【　　円】

⑶　年会費

【　　円】

⑷　その他（見込みでも可）

（　　）【　　円】

（　　）【　　円】

※　発生しうる経費について一通り御記入ください。

⑸　通年総額（見込み）

【　　円】　※　入会金を除く。

⑹ 収支計画（記入例）

・ **収　入**

科目	金額（円）	備考（内訳等）
参加費	1,080,000	2,500 円×30 人×12 か月
保険料	24,000	スポーツ安全保険（800 円×30 人）
その他	36,000	
計	1,140,000	

・ **支　出**

科目	金額（円）	備考（内訳等）
指導者謝金	540,000	練　習：5,000 円×2 人×42 回=420,000 円 試合等：5,000 円×4 人×　6 回=120,000 円 ※　週１回活動想定
消耗品費	250,000	事務用品、ボール、アイシング用品等
交通費	156,000	練　習：1,000 円×2 人×42 回=84,000 円 試合等：3,000 円×4 人×　6 回=72,000 円
保険料	82,000	スポーツ安全保険 　参加者：800 円×30 人 　指導者：2,000 円×4 人　※64 歳以下 団体損害賠償保険　50,000 円
その他	112,000	
計	1,140,000	

※　営利を主たる目的とせずに、低廉な価格設定とされていることを確認するために記入を求めるものです。

※　京都市からの補助・支援等については、現時点で確定していないことから、補助・支援等については想定せず入力してください。

※　収支均衡となるよう作成してください。

7　誓約事項等

以下、誓約いただける事項にチェックをお願いします。

誓約・確認事項	チェック
1　部活動の教育的意義の継承をはじめ、京クラの目的及び基本理念を理解している。	□
2　参加者の自主的・自発的な参加を尊重する。	□
3　参加者の発達段階や健康状態に配慮する。	□
4　参加者の能力や経験に応じた活動環境に配慮する。	□
5　指導者及び運営スタッフの役割を明確化する。	□
6　複数人による指導体制の確保等、安全確保に必要な指導・運営体制を整える。	□
7　必要な研修の実施・受講する。	□
8　体罰、暴力、暴言、ハラスメント等を防止する。	□
9　子ども性暴力防止法（いわゆる「日本版ＤＢＳ」）に関し、京都市又は運営団体個々の指導者等について、確認・調査を行う場合があることを了承する。また、京都市及び運営団体の指示に従い、その対応に全面的に協力する。	□
10　相談・苦情を受け付ける体制を整える。	□
11　事故対応及び緊急連絡の手順を定める。	□
12　活動内容に応じた保険加入を行う。	□
13　団体の活動と個人の資金を区別する。	□
14　個人情報を適切に管理する。	□
15　学校施設を利用する場合、施設利用条件を遵守するとともに、活動状況についても、必要に応じて関係校と適宜情報共有を図るなど、学校と緊密に連携する。	□
16　事故等の重大事案等が発生した場合には、京都市、運営団体及び関係校等に所定の報告を行う。	□
17　認定要件に定める下記の事項で、現時点で整備等されていないものがあり、それが今回の申請に当たって現時点で許容されている場合、令和１０年２月末までに必ず整備し、京都市又は運営団体に対し提出する。 ・　危機管理マニュアル ・　個人情報取得・利用・保管・廃棄等に関するルール ・　複数人での指導体制	□
18　京都市及び運営団体からの確認・照会等に適切に対応する。	□

９　認定された場合の京クラポータルサイトへの公表情報

・　電話番号

□掲載する【　　】　□掲載しない

・　メールアドレス

□掲載する【　　】　□掲載しない

・　ホームページ

□掲載する【　　】　□掲載しない

・　活動紹介文（ホームページ掲載用・４００字以内）

※　認定された場合、上記内容に加え、京クラ名、実施主体名、活動場所、活動内容、参加費等について、申請に当たって入力いただいた内容のうち、生徒が京クラを選択等するに当たって必要な情報をホームページに掲載させていただきます。

お知らせ

（案）

京クラの関係者の皆様へ

令和８年●月

京都市認定地域クラブ活動（京クラ）における賠償責任について

＜京クラを実施する地域・民間団体等が抱えるリスクについて＞

スポーツ中の事故は、注意をしていても発生する可能性があり、こうしたリスクに適切に対応するため、京クラを実施するに当たっては、「スポーツ安全保険」等の保険に加入することが望ましいと考えています。

京クラの活動中に事故が発生した場合、京クラを実施する地域・民間団体等（以下「実施主体」という）や指導者は高額な賠償責任を負う可能性があります。昨今のスポーツに関する重大な事故の発生も踏まえ、京クラの関係者の皆様に、リスクを正しく理解し、適切に対応していただけるよう、本資料を作成しました。

なお、保険料の負担の在り方を含む保護者負担の軽減に関する取扱いについては、現在検討中であり、現時点では未定です。今後、検討結果を踏まえ、改めてお知らせします。

１　保険について（活動している指導者と生徒個人の補償について）

本市では、京クラの認定を受けるために、参加者及び指導者等が、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを必須としています※。

※認定要件⑤「適切な安全確保の体制が確保されていること」

（参考）スポーツ安全保険について

スポーツ安全保険は、（公財）スポーツ安全協会が提供する保険であり、本市がこれまで実施してきた実践研究事業をはじめ、全国的にも幅広く活用されている保険です。

スポーツ安全保険には、傷害保険、賠償責任保険及び突然死葬祭費用保険が含まれています。傷害保険は、団体での活動中及びその往復中において、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害に起因する死亡、後遺障害、入院、手術及び通院を補償するものです。

また、賠償責任保険は、生徒及び指導者（保険加入時の団体員名簿に掲載されている者）が、他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されるものです。

＜スポーツ安全保険と災害共済給付（日本スポーツ振興センター）の比較＞（令和８年10月時点）

保険		スポーツ安全保険 （（公財）スポーツ安全協会）	(参考)災害共済給付 （（独行）日本スポーツ振興センター）
活動内容		地域クラブ活動	学校教育活動全般(部活動を含む)
傷害保険	死亡	3,000 万円	3,000 万円
	後遺症(最高)	4,500 万円	4,500 万円
	入院・通院	入院 4,000 円/日　通院 1,500 円・日	医療費の３割＋１割
賠償責任保険		対人・対物賠償合算１事故：５億円 ただし、対人賠償は、１人２億円	なし

２　スポーツ安全保険だけでは補償できないリスクについて（団体賠償責任関係）

スポーツ安全保険のみでは補償できないリスクも存在します。京都市立学校の管理下で実施される学校部活動における事故等については、学校の設置者である京都市が、京クラにおける事故等については、活動の実施主体である各団体が事業実施者として賠償責任を負います。団体である実施主体の運営に起因して組織的な責任が問われる場合は、「スポーツ安全保険」の補償対象外です。また、保険の対象とならない臨時スタッフ等の過失により団体が負う損害賠償責任についても、「スポーツ安全保険」のみでは補償されない場合があります。

＜団体の組織的な責任が問われた事例＞

（参考）高校生のサッカー大会時の落雷事故について、結果回避義務を怠ったとして、学校と大会主催者双方の過失が認定された事例

A市で開催されたA市体育協会主催のサッカー大会において、高校１年の男子生徒（当時 16 歳）が試合中に落雷の直撃を受けました。生徒は救命されましたが、失明や四肢麻痺などの極めて重い後遺障害を負いました。

被害者側は、学校と大会主催者に損害賠償を求めて提訴。裁判では、上空の暗雲や遠雷といった予兆から具体的危険性を予見でき、近くの安全な場所に避難させる結果回避義務を怠ったと判断。学校と主催者双方の責任を認定し、連帯して約３億円の支払いを命じる判決を下しました。

※　同様の事案で賠償責任保険が適用されるかは保険や事案の内容によります。

また、団体が責任を負うからといって、現場でミスをした指導者個人や、安全管理体制の構築を怠った代表者個人の責任が免除されるわけではないということも注意が必要です。

３　京クラにおいて事故等が発生した場合の賠償責任主体等について

	(1)京クラの運営上の瑕疵に起因する事故等			(2)活動場所 京都市立学校の施設・設備の問題に起因する事故等
	①実施主体の対応や言動に起因	②指導者の対応や言動に起因	③生徒の対応や言動に起因	
京クラ	実施主体 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」(法人対象)など	指導者(実施主体に雇用されている場合は実施主体も責任を負う) ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒(保護者) ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	京都市 ※ 市が設置・管理する設備・施設でない場合は、当該設備・施設の管理者や所有者が責任を負います。
(参考) 学校部活動	京都市 ※災害共済給付において免責特約(災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約)を付することが可能	京都市 指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) ※同左	生徒(保護者) ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり「スポーツ安全保険」の対象外	

※部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省・R7.12 策定）を参考に作成。上記の内容はあくまで一般的なものであり、賠償責任の主体については、個別の事案ごとに判断されます。

４　保険を活用したリスクへの対応（推奨）

スポーツ安全保険だけでは対処できないリスクに対しては、他の保険への加入が有効な手段です。

スポーツ庁のホームページ「スポーツの事故防止について」（右側の QR コードからアクセスできます）には、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」や「チェックリスト」が掲載されているほか、事故防止に関する様々な情報が掲載されています。京クラの関係者においては、これらの資料を積極的に活用し、スポーツにおける安全確保に努めてください。

なお、このページでは賠償責任保険についても具体的に紹介されていますので、参考にしてください。

「スポーツの事故防止について」（スポーツ庁）

また、様々な保険会社において、「施設賠償責任保険」やスポーツ団体向け保険が販売されています。商品によっては、団体が希望する補償額を設定できるものや、訴訟対応費用を補償する特約を付帯できるものもあります。詳細については、保険代理店へ問い合わせてください。

５　重大な事故を発生させない体制づくり

まずは、重大な事故を発生させないことが最も重要です。本市では、京クラの指導者を対象として、安全管理等に関する研修を実施する予定です。各指導者においては、研修内容を十分に理解するとともに、その内容を実践し、安全で適切な活動運営に努めることが大切です。

担当：京都市教育委員会　指導部　部活動地域展開準備室（075-708-6551）

この文書は、京都市立中学校・義務教育学校・総合支援学校に在籍する生徒の保護者に配布する文書のひな型です。

令和〇年〇月〇日

保護者 様

（実施主体名）〇〇　〇〇
（代表者名）　〇〇　〇〇

生徒の活動に関する同意書

京クラにおける生徒の在籍状況や活動実績等について、生徒が在籍する京都市立中学校等との連携を図るために情報共有を行う場合があります。また、活動の様子や成果について、ホームページや各種広報媒体等を通じて発信する場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、同意の可否について御回答くださいますようお願いいたします。

① 生徒の在籍する中学校等と情報共有について

情報提供する内容（例）	・在籍状況 ・学校教育活動に影響を及ぼす可能性のある傷病等の発生状況 ・京クラにおける活動状況 ・大会、コンクール等における表彰実績等 ・その他、生徒が在籍する中学校等との連携に必要な事項
情報提供先	・生徒が在籍する中学校等
利用目的	・学校と京クラの実施主体が連携し、生徒にとってより良い活動や支援を行うため

② 画像・映像等のホームページ及び各種メディアへの掲載について

掲載する情報	・活動中の写真 ・動画・映像
情報掲載先	・ホームページ ・広報紙、パンフレット等の刊行物 ・新聞、テレビ等の報道機関 ・その他、広報・普及啓発に係る媒体
利用目的	・京クラの広報及び普及啓発のため

----------切り取り----------

＜同意事項（上記①生徒の在籍する中学校等と情報共有について）＞

私は、上記の目的及び内容を理解したうえで、京クラの実施主体が生徒の活動状況及び活動実績等について、生徒が在籍する中学校等へ情報提供することに

□ 同意します
□ 同意しません

＜同意事項（上記②画像・映像等のホームページ及び各種メディアへの掲載について）＞

私は、上記の目的及び内容を理解したうえで、京クラの実施主体が活動中の画像・映像等をホームページ、広報紙、新聞、テレビその他の広報媒体へ掲載することに

□ 同意します
□ 同意しません

［日　付］　　年　　月　　日

［生徒名］　　学校　　年　　組

［生徒名］　　学校　　年　　組

［生徒名］　　学校　　年　　組

［保護者氏名］

設備・備品 一覧（イメージ）

○貸出可　△要相談　×貸出不可　－保有なし・該当なし

| | | | 共通 | | | サッカー | | バスケ | バレー | | | バドミントン | | 卓球 | | | 野球 | | | | | 陸上 | テニス | | | | | | 水泳 | | | 武道 | 音楽 | | |
|---|
| | | | AED | 夜間照明 | 得点板 | ボール | ゴール | ボール | ボール | 支柱 | ネット | 支柱 | ネット | ボール | ラケット | 台 | バット | グローブ | ボール | ベース | その他道具 | ハードル等 | ソフト球 | ソフトラケット | 硬式球 | 硬式ラケット | 支柱 | ネット | 飛込台 | ビート板 | コースロープ | 柔道畳 | 音楽室ピアノ | 体育館ピアノ | 譜面台 |
| 1 | 北区 | A中学校 | ○ | × | △ | × | ○ | × | × | △ | △ | △ | △ | × | － | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | × | － | － | － | △ | △ | － | △ | △ | － | △ | △ | △ |
| 2 | 北区 | B中学校 | ○ | △ | ○ | △ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | － | △ | △ | ○ | △ | － | △ | △ | △ | ○ | △ | － | － | － | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| 3 | 北区 | C中学校 | ○ | － | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ | × | × | － | ○ | － | － | － | － | － | － | × | △ | △ | × | × | × | × |
| 4 | 北区 | D中学校 | ○ | － | ○ | － | × | － | ○ | △ | △ | － | － | － | － | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| 5 | 上京区 | E中学校 | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － |
| 6 | 上京区 | F中学校 | ○ | － | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| 7 | 上京区 | G中学校 | ○ | － | － | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | △ | － | △ | △ | △ | △ | △ | △ | － | △ | － | － | － | △ | △ | － | － | － | × | × | △ | ○ |
| 8 | 上京区 | H中学校 | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ |
| 9 | 中京区 | I中学校 | ○ | － | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | － | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | － | － | － | ○ | ○ | － | － | － | △ | △ | × | － |
| 10 | 中京区 | J中学校 | △ | ○ | － | － | ○ | ○ | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 中京区 | K中学校 | × | － | × | － | △ | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | ○ | ○ | － | × | × | × | × | × | × |

実施可能種目及び施設利用可能時間帯（イメージ）

No.	区	学校名	実施可能種目（スポーツ系）	実施可能種目（文化系）	施設名	月 17:00-21:00	火 17:00-21:00	水 17:00-21:00	木 17:00-21:00	金 17:00-21:00	土 9:00-21:00	日 9:00-21:00
1	北区	A中学校	サッカー、ドッジボール、陸上競技、ダンス・チア、剣道	吹奏楽、美術・図工・工作・アート、音楽（軽音・歌・作曲・和太鼓・ドラム）、演劇、合唱、かるた・百人一首	グラウンド		×19:00-21:00	×19:00-21:00	×19:00-21:00	×19:00-21:00		
1	北区	A中学校			体育館	×17:00-21:00	×17:00-21:00	×17:00-21:00	×17:00-21:00			
1	北区	A中学校			テニスコート							
1	北区	A中学校			武道場							
1	北区	A中学校			音楽室							
1	北区	A中学校			プール							
2	北区	B中学校	ダンス・チア、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、ドッジボール、剣道、ソフトテニス、テニス	吹奏楽、美術・図工・工作・アート、ピアノ、音楽（軽音・歌・作曲・和太鼓・ドラム）、茶道、合唱	グラウンド							
2	北区	B中学校			体育館	×19:00-21:00		×19:00-21:00	×19:00-21:00			
2	北区	B中学校			テニスコート							
2	北区	B中学校			武道場							
2	北区	B中学校			音楽室							
3	北区	C中学校	ダンス・チア、バドミントン、陸上競技、ドッジボール、バスケットボール、卓球	美術・図工・工作・アート、放送、吹奏楽、音楽（軽音・歌・作曲・和太鼓・ドラム）	グラウンド							
3	北区	C中学校			体育館			×19:00-21:00		×19:00-21:00		
3	北区	C中学校			テニスコート							
3	北区	C中学校			武道場							
3	北区	C中学校			音楽室							
4	上京区	D中学校	バスケットボール、ドッジボール、ダンス・チア、陸上競技、剣道、空手・テコンドー・合気道	美術・図工・工作・アート、吹奏楽、茶道、音楽（軽音・歌・作曲・和太鼓・ドラム）、演劇	グラウンド							
4	上京区	D中学校			体育館	×19:00-21:00	×19:00-21:00		×19:00-21:00	×19:00-21:00	×19:00-21:00	
4	上京区	D中学校			テニスコート							
4	上京区	D中学校			武道場							
4	上京区	D中学校			音楽室							
4	上京区	D中学校			その他							
4	上京区	D中学校			グラウンド							
5	上京区	E中学校	バドミントン、卓球、ドッジボール、バスケットボール、バレーボール、ダンス・チア、サッカー、軟式野球	美術・図工・工作・アート、音楽（軽音・歌・作曲・和太鼓・ドラム）、家庭科・料理、ピアノ	グラウンド							
5	上京区	E中学校			体育館							
5	上京区	E中学校			テニスコート							
5	上京区	E中学校			武道場							
5	上京区	E中学校			音楽室							